

【公開資料】

第4回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年10月25日（水曜日）午後2時から2時25分まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席9名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席8名／定数9名）

会 長	神谷昌明		
農業委員	永坂邦男	山中力四郎	市古昭子
	原田孝司	黒田実	近藤正孝
	金子さか江	三島孝二	
農地利用最適化推進委員			
	石川清勝	永井是充	新美康弘
	金原節子	加藤浩孝	下島良一
	杉浦孝明	磯貝孝弘	
4. 欠席委員

長谷部実	藤浦利吉	藤関弘之	
------	------	------	--
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の選定について
  - 第2（1）議案について（25件）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件	2件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件	1件
議案第3号 農用地利用集積計画の件	21件
  - （2）報告事項について（29件）

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件	2件
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件	21件
報告第3号 農地法第18条第6号の規定による届出の件	3件

追加報告

報告第4号 生産緑地あっせん願の件	2件
報告第5号 生産緑地あっせん不成立の件	1件
6. 事務局・説明員

局 長	生田 和重	次 長	牧 勝彦	課長補佐	小林圭介
担当係長	松井佑未子				

7. 議事とその結果

事務局 皆さん、こんにちは。  
定刻となりましたので、ただいまより「第4回 碧南市農業委員会」を開会します。  
まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。7番委員、8番委員、  
13番委員から欠席の届出がありました。よって本日の出席委員は農業委員9名・推進  
委員8名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しており  
ますので、本総会は成立してありますことをご報告いたします。  
それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規  
定により以降の議事の進行は会長にお願いします。

会長 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。  
これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指  
名させていただいてよろしいでしょうか。

議場 (「異議無し」の声)

会長 それでは、10番委員、11番委員にお願いします。

会長 次に日程第2の議事に入ります。議案第1号、「農地法3条の規定による許可申請の  
件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 1ページをお開きください。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件についてです。  
受付番号160番〇〇町〇丁目〇番畑〇〇㎡、同じく△△番畑△㎡につきまして××  
町×丁目×番地 □□□□さんから□□町□丁目□番地 ▲▲▲さんへ所有権移転の許  
可申請です。  
申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大です。  
この農地は、市街化区域の農地です。  
対価は、◎◎◎◎円、坪単価は約◎◎円です。  
農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書  
および現地調査によりますと、  
第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地は畑が〇〇㎡  
農作業に従事する者は、農作業歴40年の▲▲さんと、70年の母の計2名  
通作距離は、徒歩で1分となっております。  
第4号関係の、農作業従事日数は、▲▲さんが200日、母が200日です。  
第6号関係の、周辺地域との関係ですが、耕作方法、農薬の使用方法等で周辺の農地  
に悪影響を及ぼさずに耕作をしていく、とのことでした。  
権利取得後の経営面積は合わせて〇〇㎡ですが、下限面積3,000㎡以上であるこ  
ととする要件は法改正により令和5年4月以降は廃止されています。  
以上のように、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満  
たしていると考えます。  
令和5年10月6日に、旭地区の13番委員、16番委員と事務局で、現場確認を実  
施しました。本日13番委員が欠席ではありますが、現場確認の際に問題ないと言われ  
ておりました。  
地図は、28ページにあります。以上です。

受付番号161番 △△町△丁目△番田△㎡につきまして××町×丁目××番地××××さんから〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇さんへ所有権移転の許可申請です。

申請理由としましては、譲渡人は生活資金への充当、譲受人は農業経営の拡大です。

この農地は、農業振興地域内の農地、色地です。

対価は、▲▲▲▲円、坪単価は約△△△円です。

農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、

第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地は田が□□□㎡、畑が□□㎡の合計■●■㎡です。

農作業に従事する者は、農作業歴50年の〇〇さんと、56年の夫、20年の子、20年の子の夫の計4名です。

通作距離は、車で5分となっております。

第4号関係の、農作業従事日数は、〇〇さんが120日、夫が250日、子が15日、子の夫が15日です。

〇〇さんは、高齢ですが、健康であり、今後もまだ十分耕作が可能であるとの理由書がついております。

第6号関係の、周辺地域との関係ですが、周辺農地の耕作者と協調して耕作をしていきますので支障はありません、とのことでした。

以上の様に、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。

令和5年10月6日に、西端地区の15番委員、19番委員と事務局で、現場確認を実施しました。

地図は、29ページにあります。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。まず、受付番号160番について、16番委員をお願いします。

16番委員 10月6日に現地をみてきました。家庭菜園でいろいろなものを作っており、草1本はえてないきれいな状態でした。以上です。

会 長 ありがとうございます。

続きまして、受付番号161番についてです。まず、15番委員をお願いします。

15番委員 現地見させていただいて、問題ないと思います。

会 長 次に19番委員をお願いします。

19番委員 今現在は転作の大豆がありましたが問題ないかと思います。以上です。

会 長 ありがとうございます。

この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

18番委員 160番ですが、この土地は入り口があるんですか？

事務局 こちらの農地はこの筆自体は道路に接していない袋地になっています。今回取得される方がご自身の土地を通っていくことができる状態です。

18番委員 それでは問題ないですね。

会 長 他にありますか。  
よろしいですか。それでは簡易採決します。  
議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。

会 長 次に、議案第2号、「農地法5条の規定による許可申請の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 2ページをお開きください。  
議案第2号、農地法第5条の規定による県知事許可の申請の件についてです。  
受付番号162番 ○○町○丁目○番○ 畑△△㎡につきまして□□町□丁目□番地×××さんから▲▲市▲▲町▲丁目▲番地▲ ◎◎◎さんへ賃貸借権の設定で中古車販売駐車場、利用率は100%です。  
すでに転用行為が行われているため、始末書付の案件となります。  
申請理由としましては、「通過交通で顧客が見込めそうな場所であり、事業拡大のために申請地を選定した」とのことです。  
申請地は、農用地区域外のいわゆる白地であり、農地区分は「道路、河川等によって区画された街区の面積に占める宅地の面積割合が40%を越えている区域」に相当していることから、第3種農地と考えます。第3種農地とは「市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地」であり、「転用許可することができる」区域にあたります。  
申請書には、碧南市土地改良区及び油ヶ淵水土地改良区の意見書が添付されており、支障なしとの意見となっております。  
以上の様に、農地法第5条第1項の許可の要件を満たしていると考えます。  
なお、10月6日に、西端地区の15番委員、19番委員と事務局で、現場確認を実施しました。  
地図は30ページ、配置図は31ページにあります。

会 長 ありがとうございます。  
只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

15番委員 15番委員お願いします。  
10月6日に確認させていただきました。周りが全部民家だったりコンビニがあったりする土地なので問題がないかと思います。

会 長 ありがとうございます。次に、19番委員お願いします。

19番委員 15番委員の言われる通り問題ないと思われま。

会 長 ありがとうございます。  
それでは、質疑に入ります。  
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

18番委員 これいつごろから無断転用になってたんですか？

事務局 申請書に記載の内容ですと平成17年ごろに当人同士が貸し借りの契約をされているということでしたので、おそらくその頃からかと思われます。

18 番委員  
会 長 20年ぐらいですか。地元の皆さん気を付けてください。  
他にありませんか。  
よろしいですか。それでは簡易採決します。  
議案第2号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。  
議 場 (「異議無し」の声)  
会 長 異議もございませんので、議案第2号は原案のとおり決定しました。  
会 長 次に、議案第3号、「農用地利用集積計画の件」を議題とします。事務局から議案の朗  
読と説明をお願いします。  
事務局 3ページをお開きください。  
議案第3号、農用地利用集積計画の件についてです。  
こちらは、一覧表にて説明します。事前にお送りした議案の集計表に数値の誤りがござ  
いました。大変失礼いたしました。本日机上に修正したものを置かせていただきましたの  
で、そちらをご覧ください。  
相対による貸借権設定は、合計件数17件、合計面積29,948㎡です。内訳は、畑  
29,948㎡です。  
続きまして、所有権移転は、合計件数1件、合計面積2,539㎡です。内訳は、畑  
2,539㎡です。  
13ページの 受付番号181番 ですが、令和5年4月の農業委員会にて農地流動化  
申出のあった農地で、棚尾地区の2番委員と大浜地区の6番委員があっせん委員となり、  
農業経営基盤強化促進法による利用集積の売買に至ったものです。  
続きまして、愛知県農業振興基金への転貸による貸借権設定です。こちらは、農地中間  
管理事業によって、農地の出し手から公益財団法人愛知県農業振興基金へ利用権の設定を  
行うものです。  
合計件数3件、合計面積10,126㎡です。内訳は、田10,126㎡です。  
  
以上の計画の内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の、  
第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。  
第2号、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である  
イ、耕作等に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認めら  
れること。  
ロ、耕作等に必要の農作業に常時従事すると認められること。  
の各要件を満たしていると考えます。以上です。  
  
会 長 ありがとうございます。  
全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。  
はじめに2番委員の案件を先決します。  
会 長 2番委員の案件は、受付番号163番、176番です。  
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。  
会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。  
2番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

【公開資料】

- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 異議もございませんので、2番委員関連の受付番号163番、176番は、原案のとおり決定しました。
- 会 長 次に、3番委員、14番委員の案件を先決します。
- 会 長 3番委員及び14番委員の案件は、受付番号174番です。
- 会 長 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
- 3番委員及び14番委員関連の受付番号174番について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 意義もございませんので、3番委員及び14番委員関連の受付番号174番は、原案のとおり決定いたしました。
- 会 長 続いて、5番委員の案件を先決します。
- 会 長 5番委員の案件は、受付番号182番、184番です。
- 会 長 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
- 5番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 異議もございませんので、5番委員関連の受付番号182番、184番は原案のとおり決定しました。
- 会 長 次に、14番委員の案件を先決します。
- 会 長 14番委員の案件は、受付番号177番です。
- 会 長 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
- 14番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 次に、19番委員の案件を先決します。
- 会 長 19番委員の案件は、受付番号183番です。
- 会 長 この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 意義もございませんので、19番委員関連の受付番号183番は、原案のとおり決定いたしました。
- それでは、先決8件を除く13件について、質疑に入ります。
- この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
- よろしいですか。それでは簡易採決します。
- 議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
- 議 場 (「異議無し」の声)
- 会 長 異議もございませんので、議案第3号は原案のとおり決定しました。
- 会 長 引き続きまして、報告事項に入ります。
- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 2件

【公開資料】

	報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件	21件
	報告第3号 農地法第18条第6号の規定による通知の件	3件
	追加報告	
	報告第4号 生産緑地あっせん願の件	2件
	報告第5号 生産緑地あっせん不成立の件	1件
	合計29件、一括報告してください。	
事務局	(報告)	
会長	ありがとうございました。	
	只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。	
会長	それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。	
	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。	
会長	続きまして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出できる	
	とあります。その他として、動議はございませんか。	
会長	無いようですので以上をもちまして、第4回碧南市農業委員会を閉会とします。	
	～午後2時25分閉会～	